

平成27年度第1回旭川市・旭川市水道局契約審査委員会の議事概要

日 時：平成27年5月25日（月）15時00分～16時45分

場 所：旭川市総合庁舎議会棟2階 第3委員会室

出席者：委 員～浅田委員長，小関委員，宮嶋委員，米田委員

都市建築部～設備課長，公共建築課長

土 木 部～土木建設課長

水道局上下水道部～次長（水道施設課長）

下水道施設課長

事 務 局～総務監，契約課長，同課長補佐

同課主査，同課事務職員

水道局上下水道部次長（経営企画課長）

同課契約係長，同係事務職員

1 開 会

2 審議・報告事項

(1) 平成26年度（下半期）入札・契約手続の運用状況等についての報告

- ・発注，指名停止等について（市長部局）

（委 員 長） 市長部局から報告をお願いします。

（事 務 局） （事務局（契約課）から，資料1から資料4まで及び資料6について報告）

（委 員 長） 今回の報告について，質疑等がありますか。

（委 員 長） なければ，下半期の状況について報告を受けたということで確認します。

(2) 抽出事案の審議

- ・今回抽出事案の審議（市長部局）

（委 員 長） 次に，市長部局の抽出事案について審議を行います。

抽出結果について，前回の契約審査委員会で抽出を委任された米田委員から報告をお願いします。

（委 員） 今回は，市長部局では，一般競争入札で実施した舗装工事について，予定価格の高いものから順に10件を抽出しました。その理由は，一般の贈収賄事件に関連しまして，いわゆる談合がなされたのが舗装業者を巡ってでしたので，その後舗装工事の入札状況はどうなっているのかというところをチェックしたいということで抽出しました。この10件それぞれの入札の記録を見ますと，かなりの程度，健全な競争入札になったかなという印象を受けました。

この他に，委託業務の随意契約方式で1件を抽出しました。

- (委員 長) 事務局から説明をお願いします。
- (事務局) (事務局(契約課)から抽出事案に係る関係要領等及び資料5抽出事案一覧について説明)
- (委員 長) 抽出委員はいかがでしょうか。
- (委員) 前回、私が抽出を担当したのは確か土木一式工事だったと思いますが、その時は入札金額の数字が奇麗に並んでいたのですが、今回の抽出事案では、同じ金額で10者が入札しているなど、かなり真剣勝負というような、入札状況になっているかなという印象でした。
- (委員) 細かいところでいうと、似たような名前の事業者がありましたよね。資料5-7(No.106)の事案で、ニチレキ(株)旭川営業所と北海道ニチレキ工事(株)旭川営業所、これはまさか住所が同じところであったり、同じ建物であったりというようなことではないのでしょうか。
- (事務局) 両者の所在地は、登録上同じとなっております。
- 以前の指名競争入札ですと、資本関係などの特定の関係のある事業者については事前に排除した形での指名が可能でした。現在行っている一般競争入札の導入に当たりましては、条件付き一般競争入札という方式で入札参加資格確認申請書において資本関係ですとか、役員を兼ねているような人的関係につきましては、申告を求めています。資本関係・人的関係があれば同じ入札の中には入れないという条件を基に、そのような関係があるかないかということ登録事業者間の関係の中で全て申告を求めています。
- このニチレキ(株)と北海道ニチレキ工事(株)につきましては、この入札の時点では資本関係・人的関係はないということになっておりました。ただ、この後、全国展開するニチレキ(株)を親会社とするグループ会社にあつて、北海道ニチレキ工事(株)を完全子会社化することを目指しているということでホームページに載っておりましたので、今現在の入札におきましては、資本関係・人的関係があるということで、当然同じ入札には参加してきておりません。抽出事案の入札の時点では、まだそういう関係ではなかったということで、入札の条件は満たしていたということで両者が参加しています。
- (委員) 抽出事案説明書の入札参加資格条件のその他のところに、過去10年間に、公共工事の施工実績を有すると書いてありますけれども、これは公共工事で入札に参加していれば良いのか、若しくは、入札・落札業者でなければならないのか教えてください。それからもう一つ、入札書の中にくじ番号を書く欄があるのですが、これは大体書いてあるものなのか、それとも割合書いていないものなのか教えてください。
- (事務局) まず、舗装工事の入札参加資格について説明させていただきます。舗装工事につきましては、旭川市の登録業者の中で、市内業者、又は準市内業者と呼んでおります旭川市内に支店又は営業所がある事業者は、今年の状況ですと86者あります。ただ、この事業者の方々が全

旭川市の生活道路の舗装工事を実際に施工できる技術力があるかという、その中には建設業の許可は持っていますけれども、実際は民間の駐車場やマンション・個人宅の舗装くらいしか施工していない事業者もあるということで、生活道路の舗装工事をする場合には、施工面積の規模は求めないのですが、少なくとも公共工事として舗装工事、又は舗装工事を含む工事の施工実績があることを入札参加資格要件として求めております。これは例えば、土木一式工事とか建築一式工事ですと等級格付というもので、それに応じた予定価格の工事を請け負うことができるという仕組みを取っていますが、舗装工事は等級格付がありませんので、生活道路を施工可能な事業者に請け負っていただきたいということでこのような要件を設定しています。

次に、くじ番号の記入ですが、空白で何も書いていない方も稀にいますけれども、ほとんどの入札者がくじ番号を書いていただいております。

(委員) 考えてくじ引きをこのようなやり方にしたのだらうと思いますが、金額が全く同じ入札者が10者も20者も出てくるという中で、どういう風にその中から抽選するかということだと思います。それに併せて、受注機会を増やすためになるべく落札者をばらけさせるという意味での落札制限による失格というのはやむを得ないとしても、最低制限価格をほんの100円から300円下回っただけで失格とされてしまうというのも、何となくかわいそうな印象を受けますが、そんなことを言い始めたら、規定があつてなきものになってしまうような気がします。これはやむを得ないのかなとそんな気がしますが、ほんの少し最低制限価格を下回っただけで失格とされたという入札者の不満が寄せられることはあるのでしょうか。

(事務局) 直接そのことで何か言われたということはないのですが、過去には1円下回ったため失格としたことはあります。どこかで線を引くということでは、1円や今回のように数百円の差のものがありました。何百円かの差で工事の品質に直ちに影響するとは考えにくいところではありますが、あらかじめ設定する基準値を下回っていますので、制度としてこのような運用、取扱いとならざるを得ないと考えています。

(委員) ただ、よく批判的に言われるのはお役所仕事といいますか、この線を超えたらもうだめというのを少しでも解消する方法として、何年か前からファジーという、ちょっとぼやかすというか、そんな風な考え方が出てきているんですけども、ある程度の幅の入札金額は全部包み込んでくじ抽選の対象の中に入れるようなことは考えられないのでしょうか。

(事務局) 他都市における最低制限価格の設定は、多くの都市が調査基準価格と同額としております。ですから、札幌市くらいの規模になりますとくじ引きの対象者が30者を超えるといったことがよくあります。そ

の中でも本市の場合は変動型で最低制限価格の設定をしておりますので、入札金額を通じて取引の市場価格といたしますか、事業者の価格もある程度反映した中で最低制限価格を設定しておりますので、発注者の積算のみによって全て失格とするのではなく、ある程度そのような考慮もした中で設定していると考えております。

(委員 長) 他になければ、市長部局の抽出案件については、以上で報告を受けたことにします。

(3) 平成26年度(下半期)入札・契約手続の運用状況等についての報告

・発注、指名停止等について(水道局)

(委員 長) 水道局から運用状況等の報告をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から、資料1から資料4までについて報告)

(委員 長) 報告を受けたということで確認します。

(4) 抽出事案の審議

・今回抽出事案の審議(水道局)

(委員 長) 抽出結果について、前回の契約審査委員会で抽出を委任された米田委員から水道局分の報告をお願いします。

(委員) 水道局につきましては、建設工事の一般競争入札方式では、水道施設工事の業種で予定価格の高い方から6件抽出しました。その他に、建設工事の随意契約方式から1件、委託業務の一般競争入札方式から1件抽出しました。特に指摘することはありません。

(委員 長) 抽出事案について、水道局から説明をお願いします。

(事務局) (事務局(水道局)から、資料5について説明)

(委員 長) 抽出委員はいかがでしょうか。

(委員) 予定価格の高い方から6件選んでもらいましたが、特に言うことはないかと思います。

(委員 長) 他に何かありますか。

(委員) 資料5-14(No.1)の高砂台のポンプのことなのですが、私はたまたま高砂台に住んでいるので関心を持ったのですが、クボタ鐵工所では部品を供給していないということですが、大丈夫なのでしょうか、本当に。

(事務局) 今現在、高砂台ポンプ場は今年の秋に供用開始する新しい施設を建設している最中です。現在設置しているポンプはだいぶ老朽化しておりますが、それまでの半年間、皆さんに間違いなく給水するためには、どうしてもこれを補修しなければなりません。今年の秋以降は、ポンプ施設は新しくなりますので、そのような心配は少なくなるかと思えます。

- (委員) クボタ鐵工所の部品がなくても、別のもので対応するということがすね。
- (事務局) いえ、ポンプ場自体を新しくしておりますので、新たなポンプで対応ということですので。同じようにある程度年数を経れば当然その更新は必要になってきます。
- (委員) 補修かと思ひまして。古くなっているものを補修するのに部品がないと書いてありましたので、部品がなくて大丈夫かと思ひまして。でも、クボタ鐵工所のものでなくても別なものを使ってやっているということですかね。
- (事務局) 今の既存施設に配備と言いますか、設置できる範囲のものである程度必要な給水量を確保できるようにしたということですので。
- (委員) 話がずれてすみませんでした。
- (委員長) 審査の方で他に何かありますか。
- (委員) 単なる印象なのですが、前半の市長部局の入札の状況よりもコンパクト、というも応募者数が4者ないし5者と一定しています。舗装工事の方は応募者数に結構ばらつきがあり、1者から十数者まででしたが、こちらはたぶん対象となる業者の数が限られているのかもしれないのですが、必ず4者ないし5者となっているのが印象としてありました。それと、金額が結構大ざっぱというのが、水道施設工事の業種独特のものなのかなと思ひました。だからどうというわけではありませんが、舗装工事と比べると印象が違ふと思ひました。
- ちなみに、この上水道の布設だと思ふのですが、この応募の資格のある業者というのは何者くらいですか。
- (事務局) 大体12者くらいだったと思ひます。
- (委員) ということは、今この抽出のところに出てきた業者の数が大体10者なので、数えてみたのですが、ほぼこれで全部ということですね。それで、全部で12者しかないなので、全部で一度に必ず札を出すのではなく、4者、5者ずつということなのですね。
- (事務局) 当日にならないと何者が参加してくるのかはわからないですけども。
- (委員長) そのほかはいかがでしょう。
- (委員) 逮捕者を出すということはもちろんあつてはならないのですが、旭川市民の目は今も厳しいものがあると思ひます。その後、事業者サイドで何らかの自主基準というものがあるべきですけども、若しくは市職員と事業者の間の何らかの規律のようなものが新たにできたというようなことがあれば教えてください。
- (事務局) 前回の事件後の何かそれを踏まえた対応ということですね。一つには、再発防止という観点で、指名停止措置の基準の強化をしております。二つには、事件に至った背景ということでは、検察官の冒頭陳述等で、そこに市のOBの人間が代々関わっていたような指摘もござい

ました。それで、人事課が所管して行っていますが、市のOBの退職については、それまで2年間という期限付きで営業活動を禁止していましたが、その期限を撤廃しまして、市のOBの営業活動を2年を過ぎても無期限で禁止するという、罰則などによる強制力はないのですが、そのような取扱いに改めています。三つには、これまで何か問題があったときには、職員個人の情報収集などにより解決してきた部分があったかと思いますが、市と企業が持っている課題を公の場で意見交換するというところで、毎年、建設業協会ですとか建築協会などの業界団体と担当部局との間で、意見交換会ということをして、公開はしていませんが、公の場を設けてやるという取組を今現在進めております。

(委員) 前回の事件後、旭川市契約審査委員会で市長への要望書を出しましたよね。それに対して市長からの報告書をいただきまして、そのような取組をして報告が出されました。報告書の中で、どうも舗装業者の団体が問題だったという旨が書いてあって、それで舗装業者の方はかなり大きく粛清になっているのかなという印象は受けました。明るみに出てしまっただけで、これはきちんとしなければならぬと業界の方も考えたのではないかと思います。

(事務局) あとは、事件の背景が生活道路の工事においては土木一式工事と舗装工事を合わせた分担施工方式で発注していましたが、どうしても土木業者の方が多くて、舗装業者は少ないため、舗装業者が主導的な立場を利用してこのようなことになったのではないかと指摘もありました。それで、今はそれぞれ単体で、共同企業体を組まず、道路改良工事はそのまま土木一式工事で発注しまして、舗装工事はある程度工事量がまとまらぬと金額的にも少なく、100万円とか200万円になって、それを道路改良工事の数だけ出しますと、受注者側も大変だと思いますので、ある程度まとめた中で、舗装工事ということで、今回の工事は工事名に「ほか工事」と付けているように、工事箇所をまとめて発注しております。そのようなことで、事件の背景となった分担施工方式というのではなく、単体で施工可能なものについては単体発注ということで、事件を踏まえて、改めております。それまでは、共同企業体を組むということ自体が入札参加者を限らせたということもありますので、今舗装工事が単体発注ですので、土木一式工事の業者と組まずに単体で入れますので、その点からも参加者はかなり増えているというような状況になっていると考えています。

(委員長) それでは、水道局の抽出案件についても説明を受けたということで確認します。

(5) その他

- ・抽出を委任する委員の確認について

次回の委員会での審議案件に係る抽出については、小関委員に委任することとした。

- ・次回委員会の日程について

平成27年11月19日（木）の午前10時30分とした。

《配付資料》

【旭川市】

資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表

- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表（様式1）
- ・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表（様式2）

資料2 指名停止情報一覧表（様式3）

資料3 苦情処理一覧表（様式4）

資料4 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）

資料5 抽出事案一覧表及び説明書（様式6）

資料6 平成26年度下半期における入札談合情報等の対応状況

＜参考資料＞

抽出事案に係る関係要領等

【旭川市水道局】

水道局資料1 建設工事・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務入札方式別発注一覧集計表

- ・建設工事に係る入札方式別発注一覧表（様式1）
- ・測量及び工事に係る調査，設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表（様式2）

水道局資料2 苦情処理一覧表（様式4）

水道局資料3 低入札価格調査実施要領に基づく調査対象一覧表（様式5）

水道局資料4 平成26年度下半期における入札談合情報等の対応状況

水道局資料5 抽出事案一覧表及び説明書（入札・見積の記録）

＜参考資料＞

抽出事案に係る関係要領等